

## 第二編 第八章 農地保全課

### ■ 令和4年度 農村地域防災減災事業(ため池)

中郷下地区 3-2 工区着工前・完成 写真



## I 事業概要

農地保全課は、主として農道の整備及び保全、農地及び農業用施設の防災・減災対策並びに災害復旧を所管しており、具体的な職務分掌は下表のとおりとなっている。

VIII 農地保全課	職員数
(1) 土地改良施設ストックマネジメントの推進に関すること。	
(2) 農道の整備及び保全に関すること。	事務職 3
(3) 農地及び農業用施設の防災対策及び減災対策に関すること。	技術職 20
(4) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。	計 23
(5) 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）に基づく事業計画及びその実施の総合調整に関すること。	非常勤職員 2 団体職員 1
(6) 農林水産大臣所管の海岸保全区域（漁港区域内の海岸保全区域を除く。）内の整備に関すること。	
(7) 農業農村整備事業の設計基準及び積算システムに関すること。	
(8) 農業農村整備事業に係る技術の指導に関すること。	
(9) 水土里情報の活用の促進に関すること。	
(10) 地籍調査に関すること。	

注：職員数は令和 5 年 4 月末現在。

## II 令和4年度当初予算の状況

農地保全課の令和 4 年度当初予算は次のとおりで、令和 3 年度の 118 億 6 百万円から 7 億 4 千 1 百万円（約 6.2%）増加し、125 億 4 千 7 百万円となっている。

当初予算が増加した主な事業としては、「県営農地保全整備事業（公共）」が 5 億 9 千 7 百万円（約 75.2%）増加し 7 億 9 千 4 百万円から 13 億 9 千 2 百万円になり、「団体営耕地災害復旧事業」が 6 億 7 千 1 百万円（約 18.3%）増加し 36 億 5 千 7 百万円から 43 億 2 千 8 百万円となっている。

他方、減少した主な事業としては、「県営かんがい排水事業（公共）」が 3 億 1 千万円（約 12.6%）減少し 24 億 5 千 3 百万円から 21 億 4 千 2 百万円になり、「県営ため池等整備事業（公共）」が 6 千 8 百万円（約 6.1%）減少し 11 億 2 千 5 百万円から 10 億 5 千 6 百万円となっている。

（単位：千円）

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
農地費 農地総務費	職員給与関係費	6,962	6,996	△34
〃	地籍調査事業（公共）	641,212	600,337	40,875
〃	特殊土壤地帯対策推進事業	13	1,277	△1,264

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
農地費 土地改良費	職員給与関係費 (支弁人件費)	320,677 △104,257	353,332 △106,091	△32,655 1,834
”	農地整備事業(通作・基幹)(公共)	42,400	0	42,400
”	農地整備事業(通作・一般)(公共)	106,000	110,820	△4,820
”	県営かんがい排水事業(公共)	2,142,712	2,453,660	△310,948
”	農地整備事業(通作・保全)(公共)	789,138	585,280	203,858
”	県営土地改良受託事業	24,770	10,150	14,620
”	団体営土地改良施設維持管理事業(公共)	141,250	96,250	45,000
農地費 農地防災事業費	職員給与関係費 (支弁人件費)	144,120 △132,163	159,165 △129,225	△15,045 △2,938
”	県営ため池等整備事業(公共)	1,056,910	1,125,760	△68,850
”	防災ダム事業(公共)	202,400	307,400	△105,000
”	湛水防除事業	137,800	42,400	95,400
”	県営農地保全整備事業(公共)	1,392,277	794,300	597,977
”	海岸保全施設整備事業(公共)	481,500	725,650	△244,150
”	農村地域防災減災事業(公共)	586,550	795,980	△209,430
”	震災対策農業水利施設整備事業(公共)	75,190	123,500	△48,310
”	団体営ため池等整備事業(公共)	8,200	0	8,200
”	団体営農地保全整備事業(公共)	108,500	74,400	34,100
農地費 南九州農業振興特別対策事業費	職員給与関係費 (支弁人件費)	0 0	0 0	0 0
災害復旧費 農林水産施設 災害復旧費	職員給与関係費 (支弁人件費)	146,815 △145,993	138,518 △125,020	8,297 △20,973
”	団体営耕地災害復旧事業	4,328,955	3,657,463	671,492
”	団体営農業用施設災害関連事業(災害)	330	0	330
”	災害関連農村生活環境施設復旧事業(災害)	900	0	900
”	直轄災害復旧事業	44,750	4,284	40,466
農地保全課計		12,547,918	11,806,586	741,332

(内訳)

農地費 計	8,172,161	8,131,341	40,820
災害復旧費 計	4,375,757	3,675,245	700,512

### Ⅲ 抽出による委託契約・請負契約等の検討

農地保全課の事業である土地改良費(農地費)の「県営かんがい排水事業(公共、令和4年度当初予算21億4千2百万円)」、農地防災事業費(農地費)の「県営ため池等整備事業(公共、同10億5千6百万円)」、「防災ダム事業(公共、同2億2百万円)」、「県営農地保全整備事業(公共、同13億9千2百万円)」について、事業内容及び財務事務の執行等の検討を行う。

### Ⅲ-1 県営かんがい排水事業

5 基盤整備等に関する施策（5-2）

■ 県営かんがい排水事業【新規・継続】

【令和4年度予算額 2,142,712千円】

財源（国庫：1,150,150，特定：912,950，一財：79,612）

<対策のポイント>

農業生産性の持続的な発展のため、老朽化が進む農業水利施設の機能保全対策を実施する。

<政策目標>

農業水利施設の機能保全とライフサイクルコストの低減のため、機能診断・機能保全計画策定とこれに基づく適時・適切な機能保全対策を実施する。

※ 未来創造ビジョン体系 X 革新的技術の導入と競争力のある産業の創出・振興

<事業の内容>

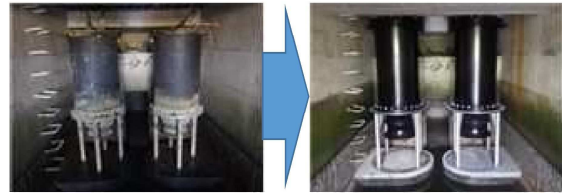
- 1 目的  
国営・県営により造成された農業水利施設の機能診断，機能保全計画作成，これに基づく対策工事を一貫して実施する。
- 2 事業主体（※負担割合）  
県（国：50%，県：25%，地元：25% など）
- 3 事業内容  
県営かんがい排水事業 【予算額：2,142,712千円】
- 4 事業期間  
平成27年度～令和10年度（14年）  
（令和4年度実施地区における事業期間）

<事業の流れ>

- (1) 申請  
農業者等 → 市町村 → 県 → 国  
(相談・申請) (申請) (申請)
- (2) 実施  
農業者等 → 市町村 → 県（実施） ← 国  
(負担金) (分担金) (補助)

<事業イメージ>

【排水ポンプの更新】



【頭首工の更新・補修】



【お問い合わせ先】

鹿児島県農政部農地保全課施設保全係（099-286-3277）

## 第1 委託費

### 1 農業水路等長寿命化・防災減災事業 前田3工区揚水機場地区 委託4-1 （県営かんがい排水事業）

#### (1) 事業

大隅地域振興局農林水産部農村整備課、令和4年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 前田3工区揚水機場地区（位置：肝属郡肝付町宮下地内）における、揚水機場施設補修実施設計業務一式（ポンプ設備2台・除塵機の機能保全対策を実施するための設計業務）である。事業費：1,060万円

#### (2) 入札(指名競争入札)

##### (ア) 指名等

揚水機場施設補修実施設計業務に精通した実績のある業者として10社を選定

設計額・予定価格 699万6,000円

設計額・予定価格の100/110 636万円

最低制限（調査基準）価格 559万6,800円

最低制限（調査基準）価格の100/110 508万8,000円

## (イ)入札

## ●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
508万8,000円	10社	100%	*最低制限価格
合計	10社	100%	

## (3)契約

## (ア)令和4年6月20日 設計業務等委託契約

当事者：大隅地域振興局長

A

期間：令和4年6月21日～令和5年1月31日

委託金額：559万6,800円

## (イ)令和4年8月22日 設計業務委託変更契約

当初委託金額559万6,800円から440万3,200円増加→委託金額1,000万円

ポンプ設備において圧力低下が見られるとの意見があり、概略診断を追加。送水圧力を測定したい。併せて簡易内部診断調査を行い原因の特定を行いたい。また、ポンプの異常停止等不具合も生じていることからポンプの実施設計に併せて連動する電気設備についても業務追加し、突発的故障に対する措置を早急に行いたい。

## (4)業務完了

令和4年12月9日

## (5)入札状況の経緯等

本事業においては、揚水機場施設補修実施設計業務に精通した実績のある業者として10社が選定され、令和4年6月16日の入札では同10社全てが最低制限価格で入札、電子くじにより業者が選定され、令和4年6月20日に設計業務等委託契約が締結された。

令和4年8月22日、設計業務委託変更契約により委託金額1,000万円とされている。

同時期、本件事業と同じ大隅地域振興局農林水産部農村整備課により執行伺いがなされた農業水路等長寿命化・防災減災事業 下之門揚水機場地区（業務場所：肝属郡肝付町新富地内）における揚水機場施設補修実施設計業務一式においても、揚水機場施設補修実施設計業務に精通した実績のある業者として10社が選定され、令和4年6月16日の入札ではうち6社が最低制限価格で入札、電子くじにより本件事業と同一の業者が選定され、令和4年6月20日に設計業務等委託契約締結、令和4年8月22日、設計業務委託変更契約により委託金額1,000万円とされ、本件事業とほぼ同一の経過をたどっている。

## 2 農業水路等長寿命化・防災減災事業 下之門揚水機場地区 委託 4-1

(県営かんがい排水事業)

## (1)事業

大隅地域振興局農林水産部農村整備課、令和 4 年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業 下之門揚水機場地区（位置：肝属郡肝付町新富地内）における、揚水機場施設補修実施設計業務一式（ポンプ設備及び除塵機の補修・更新実施設計業務）である。事業費：1,060 万円

## (2)入札(指名競争入札)

## (ア)指名等

揚水機場施設補修実施設計業務に精通した実績のある業者として 10 社を選定

設計額・予定価格 872 万 3,000 円

設計額・予定価格の 100/110 793 万円

最低制限（調査基準）価格 697 万 8,400 円

最低制限（調査基準）価格の 100/110 634 万 4,000 円

## (イ)入札

## ●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
750 万円以上 800 万円未満	3 社	30.0%	
700 万円以上 750 万円未満	1 社	10.0%	
650 万円以上 700 万円未満	—	0%	
634 万 4,000 円	6 社	60.0%	* 最低制限価格
合計	10 社	100%	

## (3)契約

## (ア)令和 4 年 6 月 20 日 設計業務等委託契約

当 事 者：大隅地域振興局長

A

期 間：令和 4 年 6 月 21 日～令和 5 年 1 月 31 日

委託金額：697 万 8,400 円

## (イ)令和 4 年 8 月 22 日 設計業務委託変更契約

当初委託金額 697 万 8,400 円から 302 万 1,600 円増加→委託金額 1,000 万円

当初はポンプ設備及び除塵機の補修・更新実施設計予定であったが、排水ポンプ及び電磁流量計について継続監視していたところ、床排水ポンプの異常停止及び電磁流量計の不具合が生じていることから設計業務を追加。建屋についても劣化対策の対象となっていたが継続管理行っていたところ、ひび割等が進行していたため、現地踏査・床排水ポンプ・電磁流量計・建屋補修の実実施設計業務を追加。

## (4)業務完了

令和 4 年 12 月 9 日

(5)入札状況の経緯等

本件事業においては、揚水機場施設補修実施設計業務に精通した実績のある業者として10社が選定され、令和4年6月16日の入札では、うち6社が最低制限価格で入札、電子くじにより業者選定され、令和4年6月20日に設計業務等委託契約が締結された。

令和4年8月22日、設計業務委託変更契約により委託金額1,000万円とされている。

同時期、本件事業と同じく大隅地域振興局農林水産部農村整備課より執行伺いがなされた、農業水路等長寿命化・防災減災事業 前田3工区揚水機場地区（位置：肝属郡肝付町宮下地内）における、揚水機場施設補修実施設計業務一式においても、揚水機場施設補修実施設計業務に精通した実績のある業者として10社が選定、令和4年6月16日の入札では10社全てが最低制限価格で入札、電子くじにより本件と同一の業者が選定され、令和4年6月20日に設計業務等委託契約締結、令和4年8月22日 設計業務委託変更契約により委託金額1,000万円とされ、本件事業とほぼ同一の経過をたどっている。

第2 工事請負費

1 農業水利施設保全合理化事業 第三笠野原地 3-4 工区

（県営かんがい排水事業）

(1)事業

大隅地域振興局農林水産部農村整備課、令和3年度 農業水利施設保全合理化事業 第三笠野原地地区における、農業用配水路工一式・測量試験費一式工事 事業費2億6,250万円のうち、3-4工区（位置：鹿屋市下祓川町地内）、畑地かんがい（支線水路）

L=1,202m、給水栓工43カ所の工事である。事業費4,989万6,000円。

(2)入札(指名競争入札)

(ア)指名等

当該工事の施工能力を検討の上、指名地区に所在する該当等級業者及び鹿屋市に所在する該当等級業者等から機会均等等を考慮して12社を選定

設計額・予定価格	4,989万6,000円
設計額・予定価格の100/110	4,536万円
最低制限（調査基準）価格	4,579万1,713円
最低制限（調査基準）価格の100/110	4,162万8,830円

(イ)入札

●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
4,530万円以上 4,535万円未満	3社	60.0%	
4,525万円以上 4,530万円未満	1社	20.0%	
4,520万円以上 4,525万円未満	1社	20.0%	
合計	5社	100%	

(3)契約

(ア)令和4年3月3日 建設工事請負契約

当事者：大隅地域振興局長

A

工期：令和4年3月3日～同年3月25日（23日間）

請負金額：4,972万円

(イ)令和4年3月10日 建設工事請負変更契約①

工期：令和4年3月3日～同年9月26日(208日間)に変更

(ウ)令和4年9月20日 建設工事請負変更契約②

当初請負金額4,972万円から1,415万円増額→請負金額6,387万円

C-6-C①支線水路にて漏水が顕著で管理者及び地元より早期着工の要望があり今回当工区にて対応、施工時期の調整から地権者より次年度以降の施工要望があった区間について減。

(4)業務完了：令和4年9月26日

(5)入札状況の経緯等

入札参加会社の入札額が近似しているが、工期延長・請負金額増額に関して格別の意見はない。

【現場視察①】 当該区間の工事は完了しており、道路の下に給水管が埋設されている。



(現場視察時撮影)

【現場視察②】 この給水栓から取水し給水管沿線の各農地に散水する。



(現場視察時撮影)



## 2 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 東串良地区 3-1 工区 (県営かんがい排水事業)

### (1)事業

大隅地域振興局農林水産部農村整備課、令和3年度 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型) 東串良地区(事業費2億3,320万円)のうち、3-1工区(位置:肝属郡東串良町新川西地内)、港原排水機場、1号ポンプ及び減速機の分解整備工事一式である。

### (2)入札(一般競争入札)

#### (ア)予定価格等

入札契約手続運営委員会 入札参加資格要件設定

予定価格 9,434万7,000円

予定価格の100/110 8,577万円

最低制限(調査基準)価格 8,601万7,580円

最低制限(調査基準)価格の100/110 7,819万7,800円

#### (イ)入札

##### ●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
7,900万円以上	1社	33.3%	
7,850万円以上7,900万円未満	1社	33.3%	
7,820万円以上7,850万円未満	1社	33.3%	
合計	3社	100%	

### (3)契約

#### (ア)令和3年10月27日 建設工事請負契約

当事者:大隅地域振興局長

A

工期:令和3年10月28日~令和4年3月25日

請負金額:8,609万7,000円

#### (イ)令和4年3月23日 建設工事請負変更契約①

期間:令和3年10月28日~令和4年12月1日

支出負担行為翌年度へ繰り越し

#### (ウ)令和4年9月21日 建設工事請負変更契約②

請負代金額:8,609万7,000円→8,616万7,000円

週休2日の採用 当初見積もりより実績数量に変更

### (4)業務完了

令和4年9月30日

### (5)入札状況の経緯等

工期延長もやむをえない事情によるものであり、格別の意見はない。

### Ⅲ-2 県営ため池等整備事業

#### 8 農業災害防止に関する施策 ■ 県営ため池等整備事業【新規・継続】

【令和4年度予算額 1,056,910千円】  
財源（国庫：576,260，特定：416,069，  
一財：64,581）

<対策のポイント>  
農地等への災害を未然に防止するため、排水路等の整備に取り組む。  
<政策目標>  
農村地域の防災・減災対策として、ため池や排水路等の農業用施設の整備に取り組む。  
※ 未来創造ビジョン体系 VI-1-2 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p><b>1 目的</b> 農業用施設の災害を未然に防止する。</p> <p><b>2 事業主体（※負担割合）</b> 県 など （国：55%，県：29.5%，地元：15.5% など）</p> <p><b>3 事業内容</b>                      (1) 老朽化した、ため池の整備 【予算額：331,900千円】                      (2) 用排水施設の防災事業 【予算額：509,700千円】                      (3) 農業用河川工作物の整備 【予算額：215,310千円】</p> <p><b>4 事業期間</b> 平成26年度～令和5年度（10か年） （令和4年度実施地区における事業期間）</p> <p><b>&lt;事業の流れ&gt;</b>                      (1) 申請                      農業者等 → 市町村 → 県 → 国                      （相談・申請） （申請） （申請）                      (2) 実施                      農業者等 → 市町村 → 県 ← 国                      （負担金） （負担金） （補助金）</p>	<p><b>【ため池整備】</b> </p> <p><b>【用排水施設整備】</b> </p> <p><b>【河川工作物応急対策】</b> </p> <p><b>【お問い合わせ先】</b> 鹿児島県農政部農地保全課農地防災係（099-286-3281）</p>

## 第1 委託費

### 1 農村地域防災減災事業（用排水） 元村新田地区 委託4-1 （県営ため池等整備事業）

#### (1) 事業

北薩地域振興局農林水産部農村整備課、令和4年度 農村地域防災減災事業（用排水）元村新田地区（事業費9,850万円）のうち、用排水路測量業務L=800m、設計・用地調査業務L=372mの委託業務である。事業費1,032万9,000円

#### (2) 入札（指名競争入札）

##### (ア) 指名等

測量設計業務及び用地調査業務に精通した業者の中から総合的に勘案して12社を選定

設計額・予定価格	1,032万9,000円
予定価格の100/110	939万円
最低制限（調査基準）価格	839万6,300円
最低制限（調査基準）価格の100/110	763万3,000円

## (イ)入札

## ●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
763万3,000円	12社	100%	*最低制限価格
合計	12社	100%	

## (3)契約

## (ア)令和4年7月12日 設計業務等委託契約

当事者：北薩地域振興局長

A

期間：令和4年7月12日～令和5年3月15日

委託金額：839万6,300円

## (イ)令和5年3月8日 設計業務等委託変更契約

当初業務委託料839万6,300円から146万5,700円増→986万2,000円

工期変更：令和4年7月12日～令和5年3月15日→令和5年3月24日に変更。

事業に関する用地は既存水路敷地内を使用する見込みであったところ境界を現地に復元した結果、既設水路が民地に越境していることが判明、水路改修に伴う用地測量業務を変更。既設水路利用を予定していた区間において底盤及び側壁の劣化による漏水が認められたため設計区間を変更。

## (4)業務完了

令和5年3月24日

## (5)入札状況の経緯等

測量設計業務及び用地調査業務に精通した業者の中から総合的に勘案選定された12社全てが最低制限価格での入札という状況となっている。その他期間の延長・委託金額の増額については格別の意見はない。

## 第2 工事請負費

1 農村地域防災減災事業(ため池) 中郷下地区 3-2 工区  
(県営ため池等整備事業)

## (1)事業

北薩地域振興局農林水産部農村整備課、令和3年度 農村地域防災減災事業(ため池) 中郷下地区 3-2 工区(薩摩川内市中郷町地内) 堤体工一式工事(全体事業予算額1億600万円の一部、5,596万2,000円は執行済)である。

## (2)入札(指名競争入札)

## (ア)指名等

当該工事の施工能力を検討の上、指名区域に所在する該当等級の業者及び新市町内に所在する該当の業者の中から総合的に勘案し 12 社を選定

設計額・予定価格	4,947 万 8,000 円
予定価格の 100/110	4,498 万円
最低制限（調査基準）価格	4,551 万 2,181 円
最低制限（調査基準）価格の 100/110	4,137 万 4,710 円

## (イ)入札

## ●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
4,500 万円以上	2 社	18.1%	
4,490 万円以上 4,500 万円未満	1 社	9.0%	
4,480 万円以上 4,490 万円未満	2 社	18.1%	
4,470 万円以上 4,480 万円未満	4 社	36.3%	
4,460 万円以上 4,470 万円未満	1 社	9.0%	
4,450 万円以上 4,460 万円未満	—	0%	
4,440 万円以上 4,450 万円未満	1 社	9.0%	
合計	11 社	100%	

## (3)契約

## (ア)令和 4 年 2 月 24 日 建設工事請負契約

当 事 者：北薩地域振興局長

A

工 期：令和 4 年 2 月 24 日～令和 4 年 8 月 12 日

請負金額：4,884 万円

## (イ)令和 4 年 5 月 24 日 建設工事請負変更契約①

工 期：令和 4 年 2 月 24 日～8 月 12 日→令和 5 年 1 月 12 日迄に工期延長

本工程は、ため池上流側の工事用道路撤去及びブロックマット改修を行うものであるが、水田作付け時期において池内水位の調整が困難となったことと、出水期は当該地上流にある上池からの降雨による流入により水位調整が困難となり、工期延長。

## (ウ)令和 4 年 12 月 16 日 建設工事請負変更契約②

当初請負金額 4,884 万円から 438 万 3,000 円増加→5,322 万 3,000 円

当初は盛土後の法面設計計画をしていたが既設ブロックはざり後の切土整形となったことによる変更、既設ブロックマットの撤去方法の変更。

## (4)業務完了 令和 4 年 12 月 23 日

## (5)入札状況の経緯等

工期の延長・請負金額の増加はあるが、格別の意見はない。

### Ⅲ-3 防災ダム事業

#### 第1 工事請負費

##### 1 農村地域防災減災事業(防災ダム) 市来地区 3-1 工区

###### (防災ダム事業)

#### (1)事業

鹿児島地域振興局農林水産部農村整備課、令和3年度 農村地域防災減災事業(防災ダム) 市来地区3-1工区(位置:いちき串木野市川上地内外)、ダム管理システム更新工事一式である。

#### (2)入札(一般競争入札)

##### (ア)予定価格等

設計額・予定価格	1億9,984万8,000円
予定価格の100/110	1億8,168万円
最低制限(調査基準)価格	1億8,100万7,139円
最低制限(調査基準)価格の100/110	1億6,455万1,945円

##### (イ)入札

###### ●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
1億6,465万円以上	1社	14.2%	
1億6,460万円以上1億6,465万円未満	2社	28.5%	
最低制限価格以上1億6,460万円未満	3社	42.8%	
最低制限価格未満	1社	14.2%	
合計	7社	100%	

#### (3)契約

##### (ア)令和3年8月19日 建設工事請負契約

当事者:鹿児島地域振興局長

A

工期:令和3年8月20日~令和4年3月25日(218日)

請負金額:1億8,103万0,118円

##### (イ)令和4年1月17日 建設工事請負変更契約①

工期:令和3年8月20日~令和4年3月25日→令和5年3月10日迄延長

管理システム機器製造元より、米国/ベトナムでのコロナによるロックダウンに伴い、半導体・ナイロン樹脂が供給逼迫しており、工期内に機器納入・据付調整が工期内に間に合わない旨の申出があり、工期を延長。

当初請負金額1億8,103万0,118円から579万8,882円増加→1億8,682万9,000円  
市来ダム管理事務所につき、ダム水位計1台新設・2台目は翌年度の更新を予定して

いたが、現地確認の結果、水位計ケーブル及び端子箱の設置場所が狭いため同時施工を行なうこととなった。モーターサイレン架台について既存施設利用していたが、現地確認の結果、更新が必要と判明し、モーターサイレン及び周辺機器の更新と併せて今回追加工事。

安茶警報機のモーターサイレン架台について、既存施設利用していたが、現地確認の結果、モーターサイレン及び周辺機器の更新と併せて今回追加工事、直流電源装置についても当初翌年度の更新予定であったが、今回の周辺機器の更新と合わせ追加で更新することとなった。

(ウ)令和5年3月7日 建設工事請負変更契約②

当初請負代金 1億8,682万9000円から 277万1,000円増加→1億8,960万円

いちき串木野市役所,市来支所及び防災センターでのダム管理システムの閲覧を可能とする変更、週休2日の実施による労務費・機械経費・共通仮設費・現場管理費の補正。

(4)業務完了

令和4年3月25日

(5)入札状況の経緯等

入札金額が近似していること及び工期延長・複数回の請負金額の増加はあるが、延長理由・増額理由ともにやむを得ないものとする。

### Ⅲ—4 県営農地保全整備事業

8 農業災害防止に関する施策

■ 県営農地保全整備事業【新規・継続】

【令和4年度予算額 1,392,277千円】  
財源(国庫:722,687, 特定:596,698,  
一財:72,892)

<対策のポイント>

農地等への災害を未然に防止するため、排水路等の整備に取り組む。

<政策目標>

農村地域の防災・減災対策として、ため池や排水路等の農業用施設の整備に取り組む。

※ 未来創造ビジョン体系 VI-1-2 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

<事業の内容>

- 1 目的  
農地・農業用施設の災害を未然に防止する。
- 2 事業主体 (※負担割合)  
県 など  
(国:55%, 県:40.0%, 地元:5.0% など)
- 3 事業内容  
(1) 畑地帯の侵食を防止の整備【予算額:1,392,277千円】
- 4 事業期間  
平成25年度～令和4年度(10か年)  
(令和4年度実施地区における事業実施期間)

<事業の流れ>

- (1)申請  
農業者等 → 市町村 → 県 → 国  
(相談・申請) (申請) (申請)
- (2)実施  
農業者等 → 市町村 → 県 ← 国  
(負担金) (負担金) (補助金)

<事業イメージ>

【排水路整備】



整備前



整備後

【お問い合わせ先】

鹿児島県農政部農地保全課農地防災係 (099-286-3281)

## 第1 工事請負費

### 1 農村地域防災減災事業(シラス) 東原地区 3-2 工区 (県営農地保全整備事業)

#### (1)事業

大隅地域振興局農林水産部農村整備課、令和3年度(令和3年補正) 農村地域防災減災事業(シラス) 東原地区(全体事業量:排水路工 L=100m 事業費4,200万円)  
3-2工区(鹿屋市東原町内) 排水路工事L=93m(他に委託3-3業務として経済効果資料作成業務一式)

#### (2)入札(指名競争入札)

##### (ア)指名等

当該工事の施工能力を検討の上、指名区域に所在する該当等級業者及び等級外(直近上位)業者の全社(11社)を選定

設計額・予定価格	3,117万4,000円
予定価格の100/110	2,834万円
最低制限(調査基準)価格	2,850万4,168円
最低制限(調査基準)価格の100/110	2,591万2,880円

##### (イ)入札

##### ●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
2,810万円以上	3社	33.3%	
2,805万円以上 2,810万円未満	2社	22.2%	
2,800万円以上 2,805万円未満	2社	22.2%	
2,795万円以上 2,800万円未満	1社	11.1%	
2,790万円以上 2,795万円未満	1社	11.1%	
合計	9社	100%	

#### (3)契約

##### (ア)令和4年3月17日 建設工事請負契約

当事者:大隅地域振興局長

A

工期:令和4年4月1日~令和4年10月17日

請負金額:3,069万円

##### (イ)令和4年10月13日 建設工事請負変更契約

工期:令和4年4月1日~令和4年10月17日→令和4年12月15日に延長

当初請負金額3,069万円から201万4,000円増額→3,270万4,000円

隣接する農地の茶畑の収穫と本工区の施工期間が重なり調整時間を要した。

過年度施工区間の舗装工について次年度施工予定であったが、路面侵食が著しく通

行に支障を来す恐れがあることから追加施工。

(4)業務完了

令和4年12月15日

(5)入札状況の経緯等

本事業入札事業者は、後述、農村地域防災減災事業（シラス） 第二下祓川2期地区4-3工区における入札事業者とほぼ同様であり、入札金額も近似している。工期延長・請負金額の増加について特筆すべき事項はない。

なお、農村地域防災減災事業（シラス）東原地区については、別途に経済効果資料作成が委託されている。

2 農村地域防災減災事業(シラス) 第二下祓川2期地区 4-3工区  
(県営農地保全整備事業)

(1)事業

大隅地域振興局農林水産部農村整備課、令和4年度 農村地域防災減災事業（シラス）第二下祓川2期地区（全体事業量：排水路工 L=350m 事業費9,210万円）のうち、4-3工区（他に4-1工区・4-2工区）、1号排水路工事L=59m。

(2)入札(指名競争入札)

(ア)指名等

当該工事の施工能力を検討の上、指名区域に所在する該当等級業者及び等級外（直近上位）業者の全社（11社）を選定

設計額・予定価格	3,358万3,000円
予定価格の100/110	3,053万円
最低制限（調査基準）価格	3,068万5,589円
最低制限（調査基準）価格の100/110	2,789万5,990円

(イ)入札

●入札価格分布

入札価格	業者数	構成比率	備考
3,020万円以上	3社	30.0%	
3,015万円以上 3,020万円未満	2社	20.0%	
3,010万円以上 3,015万円未満	3社	30.0%	
3,005万円以上 3,010万円未満	1社	10.0%	
3,000万円以上 3,005万円未満	—	0%	
2,995万円以上 3,000万円未満	—	0%	
2,990万円以上 2,995万円未満	1社	10.0%	
合計	10社	100%	



(3)契約

(ア)令和4年6月22日 建設工事請負契約書

当事者：大隅地域振興局長

A

工期：令和4年6月23日～令和5年1月23日

請負金額：3,289万円

(イ)令和4年12月1日 建設工事請負変更契約書

当初請負金額3,289万円から521万4,000円増額→3,810万4,000円

隣接する農地より地権者から借地ができたため仮設道路を追加。地権者からの、ほ場入口の場所変更の申出に伴う水路工事・付帯工事内容変更。施工に支障となる畑かん施設施工時の切り替えや移設工事の変更。

(4)業務完了

令和5年1月23日

(5)入札状況の経緯等

本事業入札事業者は、前述、農村地域防災減災事業（シラス） 東原地区 3-2 工区における入札事業者とほぼ同様であり、入札金額も近似している。

請負金額の増加については特筆すべき事項はない。

【現場視察】 当該区間は工事が完了していた。（現場視察時撮影）



#### IV 令和4年度実績

農地保全課の令和4年度の最終予算、決算の状況は次のとおりであった。

(単位：千円)

区分 (費用名)	事業名	令和4年度 当初予算	最終予算	令和4年度 実績	財源						翌年度 繰越	不用額
					国庫	農地費分担 金負担金	県債	繰越金	諸収入	一般 財源		
農地費 農地 総務費	職員給与関係費	6,962	7,988	7,801	-	-	-	-	-	7,801	-	186
	地籍調査事業(公共)	641,212	592,926	592,925	395,150	-	-	3,325	-	194,449	-	1
	特殊土壌地帯対策推進事業	13	13	13	-	-	-	-	-	13	-	-
	建設工事等非接触型施工管理環境整備事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(小計)	648,187	600,927	600,739	395,150	-	-	3,325	-	202,263	-	187
農地費 土地	職員給与関係費(支弁人件費)	216,420	242,954	242,019	-	-	-	-	-	242,019	-	934
改良費	農地整備事業(通作・基幹)(公共)	42,400	42,400	42,400	22,000	1,500	16,000	-	-	2,900	-	-
	農地整備事業(通作・一般)(公共)	106,000	106,000	93,600	45,000	19,125	26,000	-	-	3,475	12,400	-
	県営かんがい排水事業(公共)	2,142,712	3,983,671	2,399,341	1,258,741	193,179	319,400	588,000	-	40,021	1,578,552	5,777
	農地整備事業(通作・保全)(公共)	789,138	1,031,806	708,290	357,507	126,410	182,000	14,085	-	28,288	323,495	21
	県営土地改良受託事業	24,770	32,019	10,174	-	-	-	-	10,174	-	21,845	-
	団体営土地改良施設維持管理事業	141,250	137,949	118,747	65,840	-	10,000	-	-	42,907	7,802	11,400
	(小計)	3,462,690	5,576,799	3,614,571	1,749,088	340,214	553,400	602,085	10,174	359,610	1,944,094	18,133
農地費 農地	職員給与関係費(支弁人件費)	11,957	10,045	9,467	-	-	-	-	-	9,467	-	577

区分 (費用名)	事業名	令和4年度 当初予算	最終予算	令和4年度 実績	財源						翌年度 繰越	不用額
					国庫	農地費分担 金負担金	県債	繰越金	諸収入	一般 財源		
防災事業	県営ため池等整備事業(公共)	1,056,910	2,238,078	1,410,327	781,689	55,101	275,000	266,188	-	32,349	822,304	5,446
	防災ダム事業(公共)	202,400	523,885	366,665	194,055	4,100	113,000	49,970	-	5,540	156,760	460
	甚水防除事業	137,800	163,234	64,202	32,285	8,636	16,400	4,599	-	2,282	99,032	-
	県営農地保全事業(公共)	1,392,277	1,917,653	1,241,974	643,432	33,457	444,000	81,818	-	39,267	674,718	960
	海岸保全施設整備事業(公共)	481,500	1,006,300	501,809	253,913	11,733	67,000	157,035	-	12,128	504,247	243,397
	農村地域防災減災事業(公共)	586,550	1,402,331	879,546	521,216	14,796	264,000	61,252	-	18,282	521,886	918,845
	震災対策農業水利施設整備事業(公共)	75,190	146,690	130,690	127,700	-	-	-	-	2,990	16,000	-
	団体営ため池等整備事業(公共)	8,200	8,200	8,200	6,000	-	1,000	-	-	1,200	-	-
	団体営農地保全整備事業(公共)	108,500	168,238	79,823	48,075	-	27,000	2,913	-	1,835	88,415	-
		(小計)	4,061,284	7,584,654	4,692,705	2,608,365	127,823	1,207,400	623,776	-	125,340	2,883,342
災害復旧費	職員給与関係費(支弁人件費)	822	21,915	21,479	-	-	-	-	-	21,479	-	435
農林水産施設災害復旧費	団体営高地災害復旧事業	4,328,955	3,786,501	2,334,787	2,253,695	-	66,000	3,306	-	11,786	1,360,179	91,534
	団体営農業用施設災害関連事業(災害)	330	1,745	1,745	1,745	-	-	-	-	-	-	-
	災害関連農村生活環境施設復旧事業(災害)	900	5,775	5,775	5,775	-	-	-	-	--	-	-
	直轄災害復旧事業	44,750	42,498	42,497	-	-	-	-	42,497	-	-	0
	(小計)	4,375,757	3,858,434	2,406,283	2,261,215	-	66,000	3,306	42,497	33,265	1,360,179	91,971
	【農地保全課合計】	12,547,918	17,620,814	11,314,300	7,013,818	468,037	1,826,800	1,232,493	52,671	720,480	6,187,615	118,898

## V 主要事業の成果についての検討

「県営かんがい排水事業（公共）」、「県営ため池等整備事業（公共）」、「防災ダム事業」及び「県営農地保全整備事業（公共）」に関して、農政部がまとめた「令和4年度主要施策の成果に関する調書」の中で以下のように記載されている。

### 1 県営かんがい排水事業

#### (1) 施策の目的

農業生産の基盤となる水利施設の整備・補修等を行い、水利用の安定と合理化を図る。

#### (2) 施策の実施状況(アウトプット)

計 画			実 績		
事業費		3,983,671 千円	事業費		2,399,341 千円
事業量	機能保全計画策定	一式	事業量	機能保全計画策定	一式
	機能保全対策	一式		機能保全対策	一式
地区数		30 地区	地区数		30 地区

(出典：令和4年度主要施策の成果に関する調書)

#### (3) 施策の実施による成果(アウトカム)

農業水利施設の機能保全対策により、持続的な農業生産性の確保が図られた。

### 2 県営ため池等整備事業

#### (1) 施策の目的

農地及び農業用施設、人家等への災害を未然に防止するため、老朽化したため池や用排水路等を整備し、農業経営の安定を図る。

#### (2) 施策の実施状況(アウトプット)

計 画			実 績		
事業費		2,238,078 千円	事業費		1,410,327 千円
事業量	水路工	16 か所	事業量	水路工	16 か所
	頭首工	5 か所		頭首工	5 か所
	ため池工	8 か所		ため池工	8 か所
	実施設計	6 か所		実施設計	6 か所
地区数		35 地区	地区数		35 地区

(出典：令和4年度主要施策の成果に関する調書)

#### (3) 施策の実施による成果(アウトカム)

老朽化したため池や用排水路を整備し、農業経営の安定が図られた。

### 3 防災ダム事業

#### (1) 施策の目的

洪水調節用ダムの管理施設の改修を行い、管理の効率化を図るとともに、台風、豪雨等の洪水による農地、農業用施設及びその他の公共用施設への災害を防止し、農業経営の安定を図る。

#### (2) 施策の実施状況(アウトプット)

計 画			実 績		
事業費		523,885 千円	事業費		366,665 千円
事業量	ダム管理システム 改修等	3 か所	事業量	ダム管理システム 改修等	3 か所
地区数		3 地区	地区数		3 地区

(出典：令和4年度主要施策の成果に関する調査)

#### (3) 施策の実施による成果(アウトカム)

洪水調節機能の維持と管理の効率化が図られた。

### 4 県営農地保全整備事業

#### (1) 施策の目的

シラス等の特殊土壌地帯において、農用地の侵食崩壊を未然に防止するため、排水路の整備を行い、農業経営の安定と改善を図る。

#### (2) 施策の実施状況(アウトプット)

計 画			実 績		
事業費		1,917,653 千円	事業費		1,241,975 千円
事業量	排水路 実施設計	9 か所 2 か所	事業量	排水路 実施設計	9 か所 2 か所
地区数		11 地区	地区数		11 地区

(出典：令和4年度主要施策の成果に関する調査)

#### (3) 施策の実施による成果(アウトカム)

排水路の整備を行い、農業経営の安定と改善が図られた。

## 第二編 補章

# 未利用公有財産（土地・建物・工作物等）の全般的状況の検討

農政部「令和5年度定期監査調書 第5 公有財産等調べ」（一部については、作成未了のため令和4年度を使用）による公有財産未登記及び未利用公有財産（土地・建物・工作物等）の状況は次のとおりである。

（注）前記の各章において検討しているものはあるが、農政部全体の状況について定期監査調書から抜粋して記載している。

所管	未利用公有財産			公有財産の未登記(件)	特別事項：未登記用地(筆数、件)
	土地	建物	工作物等		
農政課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
農村振興課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
農業経済課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
経営技術課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
農産園芸課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
畜産課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
農地整備課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	516
農地保全課	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
鹿児島地域振興局農林水産部(鹿児島市) 農政普及課日置市駐在(日置市)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	31
始良・伊佐地域振興局農林水産部(始良市)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
北薩地域振興局農林水産部(薩摩川内市)	※1	※2	※3	該当なし	1
南薩地域振興局農林水産部(南さつま市)	※4	－	－	該当なし	－
大隅地方振興局農林水産部(鹿屋市)	※5	－	－	該当なし	163
熊毛支庁農林水産部(西之表市)	※6	－	－	該当なし	該当なし
大島支庁農林水産部(奄美市) (大島支庁瀬戸内事務所を含む)	該当なし	該当なし	該当なし	1	53
大島支庁喜界事務所(大島郡喜界町)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
鹿児島中央家畜保健衛生所(日置市)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
大隅加工技術研究センター(鹿屋市)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
フラワーセンター(指宿市)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－
鹿児島県農業開発総合センター 鹿児島県病害虫防除所(南さつま市)	※7	※7	－	該当なし	－
農業開発総合センター畜産試験場 霧島市国分上之段	※11	※11	※11	該当なし	－
鹿児島県農業開発総合センター 大隅支場(鹿屋市)	※8	※8	－	該当なし	－
鹿児島県農業開発総合センター 熊毛支場(西之表市)	－	－	※9	該当なし	－
鹿児島県農業開発総合センター 大島支場(名瀬市)	該当なし	該当なし	該当なし	1	－
鹿児島県農業開発総合センター 徳之島支場(大島郡伊仙町)	※10	該当なし	該当なし	1	－
肉用牛改良研究所(曾於市)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	－

（注）表中の「－」は項目の記載のなかったもの、明確な区分記載がなかったものである。

[公有財産調べへの取得年月日等の記載について]

「公有財産調べ」において財産区分はあるが、取得年月日の記載がない。

定期監査調書は農政部の財務事務の執行に直接関係のある資料ではなく、公有財産台帳を見ればわかるのであるが、有形財産に関しては経過年数の情報は特に重要であるため、定期監査調書においても記載の検討を依頼した。

※1 土地

財産名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	今後の利用計画等	備考
旧川薩農業改良普及センター川内研修室・庁舎敷地	薩摩川内市隈之城町	3,639.87	関係部署(経営技術課及び財産活用対策室)と連携し、売却に向けて取組中	土地

(注) ※1 に含まれる。

※2 建物

財産名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	今後の利用計画等	備考
旧川薩農業改良普及センター・本館及び研修室	薩摩川内市隈之城町	478.02	関係部署(経営技術課及び財産活用対策室)と連携し、売却に向けて取組中	建物

(注) ※2 に同一物件あり。

※3 道路

財産名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	今後の利用計画等	備考
旧川薩農業改良普及センター川内研修室・取付道路	薩摩川内市隈之城町	340.52	関係部署(経営技術課及び財産活用対策室)と連携し、売却に向けて取組中	道路

(注) ※1 に含まれる。

なお、上記※3～5において、前年度からの増減はない。

※4 定期監査調書上での区分なし

財産名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	今後の利用計画等	備考
大倉野採捕園	南九州市川辺町下山田水ヶ元	11,446.28	再利用予定	
西供養塚採捕園	南九州市川辺町下山田西供養塚	9,844.00	再利用予定	
大倉野採捕園	南九州市川辺町西大戸原	6,930.00	売却予定	
	計	28,220.28	—	
	前年度比較	0.00	—	

※5 土地（定期監査調書上での区分なし）

財産名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	今後の利用計画等	備考
採捕園用地	肝属郡南大隅町根占横別府	7,368.00	利用計画検討中	
	計	7,368.00	—	
	前年度比較	0.00	—	

※6 定期監査調書上での区分なし

財産名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	今後の利用計画等	備考
西之表採捕園ほか	西之表市西之表	139,281	利用計画検討中	

※7 土地及び建物

財産名称	所在地	面積(㎡)	今後の利用計画等	備考
旧試験場跡地 (旧果樹部) 土地	垂水市新御堂	28,167.20	なし	急峻な山林(急傾斜地)
南薩支場跡地 (旧果樹部) 土地	南さつま市加世田白亀	370.00	なし	所有権の懸案あり
旧農大畜産学部 建物	霧島市国分上之段	3,834.97	なし	
計		32,372.17		
前年度比較		△133,953.00		旧花き部のほ場・庁舎敷地、建物の減

※8 土地及び建物

財産名称	所在地	面積(㎡)	今後の利用計画等	備考
実験ほ場用地	鹿屋市串良町細山田	8,218.78	「21世紀における農業試験研究体制推進確立事業」の結果を踏まえて、農政部において今後の利用計画を検討中	口蹄疫等の埋却予定地として確保している
研修生宿舎	鹿屋市串良町細山田	320.52	解体処分予定	解体処分の予算措置が困難
女子研修生宿舎	〃	54.29	〃	〃
計		8,593.59	—	
前年比較		0.00	—	

(注) 実験ほ場用地は※1の一部に含まれる。

※9

財産名称	所在地	面積(㎡)	今後の利用計画等	備考
第1号水道ポンプ舎	支場内	4.95	昭和34年12月新築、昭和56年に下記畑かん用水ポンプ舎の新築により不要となり現在に至る。業務に支障はないため、取り壊しの予定はない。	
畑かん用水ポンプ舎	貯水用地	5.52	昭和57年3月新築、昭和62年の西京ダム完成による農業かんがい用水の給水開始により使用を中止している。業務に支障はないため、取り壊しの予定はない。	
計		10.47	—	
前年比較		10.47	—	

※10 土地

財産名称	所在地	面積(㎡)	今後の利用計画等	備考
土地	大島郡伊仙町伊仙字仲里	191.0	未登記のため処理方法を検討中 (未登記地と同一個所)	



## ※11 土地・建物・工作物等

財産名称	所在地	面積(㎡)	今後の利用計画等	備考
1 事務所(旧畜産講習所)	霧島市国分上之段	430.31	なし	
3 飼料倉庫	〃	69.42	〃	
13 5号公社物置	〃	9.91	〃	
15 6号公社物置	〃	9.91	〃	
17 7号公社物置	〃	9.91	〃	
24 11号牧夫舎	〃	85.95	〃	
25 12号牧夫舎	〃	85.95	〃	
26 13号牧夫舎	〃	85.95	〃	
27 14号牧夫舎	〃	85.95	〃	
28 15号牧夫舎	〃	90.18	〃	
37 緬羊舎	〃	297.52	〃	
44 公衆便所	〃	12.39	〃	
46 肉用牛能力検定舎	〃	248.43	〃	
52 鋸屑貯蔵室	〃	32.40	〃	
54 蹄洗場	〃	258.00	〃	
55 燃料庫	〃	60.00	〃	
57 実験室	〃	172.52	〃	
58 16号牧夫舎	〃	89.43	〃	
62 ホップ小屋	〃	7.45	〃	
63 展示室	〃	91.98	〃	
68 場長公舎	〃	72.00	〃	
69 17号牧夫舎	〃	89.43	〃	
70 18号牧夫舎	〃	89.43	〃	
79 副場長公舎	〃	69.32	〃	
80 同上物置	〃	3.31	〃	
81 19号牧夫舎	〃	89.43	〃	
119 臨床実験室	〃	111.79	〃	
135 供卵牛舎	〃	84.00	〃	
153 肉用牛部技術補佐員室	〃	38.50	〃	
154 繁殖試験牛舎2	〃	174.72	〃	
156 5号公舎	〃	42.97	〃	
157 6号公舎	〃	42.97	〃	
158 7号公舎	〃	42.97	〃	
	計	3,184.40	—	
	前年度計	3,184.40	—	
	増減	0.00	—	

## 【意見 9-1】処分予定時期の記載について

未利用地等については、「県有財産有効活用方策」（平成 21 年 3 月）における有効活用・処分の基本的な考え方を踏まえ、有効活用に積極的に取り組むこととしているが、今後の利活用や売却については、その時期を明確にすることが難しい場合も多い。ただ、早期処理のためには現段階での一応の処分目標時期を検討して記載しておくことが有効だと考える。

## 【巻末資料】

### 1 かごしま食と農の県民条例 平成17年3月29日

鹿児島県の農業及び農村は、歴史と伝統の中で、先人の優れた技術とたゆみない努力により、シラス等の特殊土壌や台風などの自然災害を克服しながら、人間の生命の維持に欠くことのできない食料の生産はもとより、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承など、県民に生活の安定と潤いのある環境及び豊かな鹿児島心を育んできた。

また、南北に広がる県土や温暖な気候、広大な畑地などの特性を生かして、畜産、園芸を中心に多様な生産活動が行われており、食品関連産業とも連携した本県経済を支える基幹産業となっている。

しかしながら、近年、国際化、情報化の進展や過疎化、高齢化、担い手不足の進行など、農業及び農村を取り巻く環境は大きく変化しており、鹿児島県の農業及び農村を守り、育てるための取組が一層強く求められている。また、食品の安全性の確保に対する関心の高まりや食に関する知識の不足等を背景として、食の安全や健全な食生活の実現に向けた一層の取組が求められている。

このため、食、農業及び農村の果たす役割に対する県民の理解を深め、地域の特性を生かし環境に配慮した安全で安心な農畜産物の安定的な供給を図り、農業の担い手の育成や農業資源を確保しながら生産条件の整備を行うことにより、活力あふれる心豊かな農村社会の建設と県民の健康で豊かな生活の向上を目指し、生産から消費までの各段階における主体的な取組を行っていくことが重要である。

ここに、県や農業者及び農業団体、食品関連事業者や県民の自ら負う責務や役割を定め、広く県民に食、農業及び農村に関する施策の方向性を示すとともに、目標を定め、実効性ある施策を展開するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、本県における食、農業及び農村に関する施策について、目標及びその実現に向けた基本となる事項を示し、これを総合的かつ計画的に推進することにより、食、農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した農業の持続的発展、活力あふれる心豊かな農村社会の建設及び県民の健康で豊かな生活の向上を図ることを目的とする。

#### (食、農業及び農村の振興の目標)

第2条 県は、次に掲げる目標のもとで食、農業及び農村の振興を図るものとする。

- (1) 食、農業及び農村の果たす役割について県民の理解が深められるとともに、県民に安全で安心な農畜産物が安定的に供給されること。
- (2) 農業の担い手及び農地、農業用水その他の農業資源が確保されとともに、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興及び産地の育成が図られ、将来にわたり農業が持続的に営まれること。
- (3) 農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農村について、地域の特性に応じた豊かで住み良い生活環境及び農業の生産条件の整備が図られること。
- (4) 県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮できること。

#### (県の責務と役割)

第3条 県は、食、農業及び農村の振興を図るため、地域の特性に配慮しながら、国、市町村、農業者、農業団体、食品関連事業者、消費者、教育機関等と連携し、総合的に施策を推進するものとする。

#### (農業者及び農業団体の責務と役割)

第4条 農業者及び農業団体は、食、農業及び農村の振興を図るため、他産業等との連携に努めるとともに、安全で安心な農畜産物の生産及び供給並びに快適で魅力ある農村づくりに向けて、自ら主体的に取り組むものとする。

#### (食品関連事業者の責務と役割)

第5条 食品関連事業者は、県内産農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給を進めることにより、食、農業及び農村の振興への協力に努めるものとする。

#### (県民の役割)

第6条 県民は、地産地消（県内産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。第10条第2項において同じ。）、都市と農村の交流活動への参加等を通じて、食、農業及び農村に関する理解を深めることに努めるものとする。

#### (市町村への要請及び協力)

第7条 県は 市町村に対し食、農業及び農村の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する食、農業及び農村の振興に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

#### (食、農業及び農村の振興に関する主要な施策)

第8条 県は、第2条に掲げる目標を達成するため、主要な施策として次条から第17条までに定める施策の実施に努めるものとする。

#### (県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策)

第9条 県は、都市と農村の交流の促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等の推進並びに農業及び農村の果たす多面的機能についての理解の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

#### (食育及び地産地消に関する施策)

第10条 県は、県民の健康な食生活の実現を図るため、学校教育、地域社会及び家庭の場において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は、地産地消の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

#### (安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策)

第11条 県は、県民に安全で安心な農畜産物を安定的に供給するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 環境との調和に配慮した耕畜連携による産地づくり及び化学肥料・農薬の低減化の促進に関する施策
  - (2) 生産から加工、流通及び販売までの各段階における履歴を確認できる情報の提供の促進に関する施策
- その他食の安全・安心対策に関する総合的施策

#### (担い手確保・育成に関する施策)

第12条 県は、農業の担い手を確保し、及び育成するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できる経営管理能力の向上その他の条件整備、家族農業経営の活性化及び農業経営の法人化の促進に関する施策
- (2) 新たに農業に就業しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他の必要な施策
- (3) 女性の農業経営における役割の適正な評価及び農業経営に関連する活動においてその意欲と能力を充分発揮できる環境整備の推進に関する施策
- (4) 高齢者がその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進に関する施策
- (5) 集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に関する施策

#### (農地利用、基盤整備等に関する施策)

第13条 県は、農業の生産条件の整備を図るため、耕作放棄地の発生防止その他農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他の必要な施策の実施に努めるものとする。

2 県は、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策の実施に努めるものとする。

#### (生産振興、販売・流通等に関する施策)

第14条 県は、地域の特性を生かした農畜産物の生産振興、販売・流通等の促進を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の的確な把握及びこれを生かした生産の拡大に関する施策
- (2) かがしまブランド（全国的に評価の高い本県産の農畜産物をいう。次号において同じ）の確立及び産地の育成に関する施策
- (3) 南北 600 キロメートルの県土の広がり気象条件を生かした農畜産物の生産振興及びかがしまブランドに準ずる銘柄産地の育成に関する施策
- (4) 県内産農畜産物についてのイメージアップ、販路拡大及び流通の効率化に関する施策
- (5) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立、多様な需要に対応した個性ある加工食品の開発及び製造の促進並びにその加工食品についての情報発信に関する施策
- (6) 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物の利用促進に関する施策

（生産性向上に関する施策）

第 15 条 県は、農業生産性の向上を図るため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 試験研究体制の整備、家畜の改良増殖及び新品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等の推進及びその成果の普及に関する施策
- (2) 地域農業を支える農業者の育成並びに地域の特性を生かした農業及び農村の振興を図るための普及活動の内容及び体制の充実強化に関する施策
- (3) 動植物の防疫体制の充実強化に関する施策

（農業災害防止等に関する施策）

第 16 条 県は、特殊土壌、桜島の降灰、台風等による農業災害の防止及び軽減を図るための施策並びに被災農家の農業経営を支援する農業制度資金等の活用の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

（農村振興に関する施策）

第 17 条 県は、農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備を進めるとともに、県土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の継承等の農業及び農村が果たしている多面的機能が十分に発揮される快適で魅力ある農村づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

（基本方針の策定）

第 18 条 知事は、食、農業及び農村の振興に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね 10 年間で期間とする基本方針を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。
- 3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、県議会の議決を経るものとする。
- 4 知事は 基本方針を策定したときは 遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（施策の実施状況の報告等）

第 19 条 知事は、毎年、県議会に食、農業及び農村の動向並びに食、農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果に関する報告書を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 知事は、5 年ごとに、食、農業及び農村の振興に関する主要な目標値の達成状況を公表するものとする。

（財政上の措置）

第 20 条 県は、食、農業及び農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 18 条の規定による基本方針は、この条例の公布の日から概ね 1 年以内に策定されなければならない。
- 3 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、食、農業及び農村の振興を図る観点から、適宜、適切な直しを行うものとする。

## 2 参考にした資料

- ・(農地・農業用施設・海岸等) 災害復旧事業の解説 2022 年度版  
全国農村振興技術連盟
- ・すべてわかる 農業農村整備 平成 30 年 6 月 全国農村振興技術連盟
- ・豊潤なれ大地 かごしまの農業農村整備 2023 鹿児島県
- ・農業農村整備事業 団体営事業ガイドブック 令和 5 年 3 月 農林水産省農村振興局

はじめに

- ・本ガイドブックは、主に、市町村、土地改良区、JA、農業者の皆様を対象としています。  
[市町村、土地改良区等が事業主体となる「団体営事業」の参考資料です。]
- ・全国からの要望にお応えするため、これまで、様々なメニューを整備してきましたが、現場からは、「どの事業を使ったらいいかわからない」、「どこに相談したらいいかわからない」などの声も聞かれることから、目的に応じた適切な事業を活用いただくため、本ガイドブックを作成しました。
- ・また、令和 4 年度から、土地改良事業団連合会の会員(市町村や土地改良区等)は、土地改良事業団体連合会へ工事を委託できるようになりましたので、業務委託のイメージを掲載しています。
- ・地域農業の発展や安全・安心な農村地域の形成に向け、地域の実情に応じたきめ細かな整備が行われるよう、本ガイドブックを参考にいただければ幸いです。

- ・令和 4 年度 農政部所管事業等一覧
- ・令和 5 年度 農政部所管事業等一覧
  
- ・令和 4 年度 奄美大島の農業農村整備 概要書 大島支庁農林水産部 農村整備課
- ・令和 5 年度 奄美大島の農業農村整備 概要書 大島支庁農林水産部 農村整備課

## 監査を終えての所感

### 1 農産物価格と農業所得について

当年度の監査において改めて感じたことは、農産物の流通価格と比較した県（自治体）の投入金額の大きさである。序章V「農政部の予算」に記載したが、農政部の令和4年度の予算は507億円であり、これが農産物コストの一部を形成している。

その中でも、あまり県民に認識がないであろうと思われる農地整備や農地保全に係る費用が全体の52.67%で約267億円費やされている。

身近な野菜を例にとると、かつて自宅の庭で作られていたピーマンと市場に出回っているピーマンは見た目と味は似てはいるがその生産コストは大きく異なっている。

今市場に流通しているピーマンは、自治体により多額の資金を費やして整備・保全された整形地（ほ場）に、補助金をもらって作られた1千万円を超える最新のビニールハウス内で作られているのである。

本来ならば、これほど支援を受けているのだから、もっと販売利益が出なければならないが、生産者の補助金申請時の事業計画をみても事業開始数年間は、人件費、自己負担施設費の減価償却費等により創業赤字であり、黒字化するまで数年を要する。新規に農業に参入するためには、この赤字期間中の資金の準備も必要となる。低利の事業資金が欠かせない。

農産物の販売価格への転嫁が容易ではない環境下においても、自己資金で設備更新するためには事業開始後のできるだけ早い段階での利益計上が必須であり、このためには、設備更新のための資金蓄積を十分に考慮に入れた事業計画が前提となる。

いずれにしても、農業従事者の所得向上は喫緊の課題であり、県としても新規参入しようと思っている人により魅力的な職業として映るような諸対策の推進が必要となっている。

### 2 温暖化による産地変化への対応について

序章で、「「さつまいも」は名称からして、他県に首位は譲れないところであるが、～」と記載はしたが、地球温暖化の影響は日本の産地にも大きな影響を与えている。

一時隣県の宮崎県の完熟マンゴー<sup>1</sup>が有名になったことがあったが、千葉県でマンゴーが温室で栽培されているテレビ放送を見て、必要な温室設備がありさえすれば気候温暖な南国でなくても問題なく栽培できることに気づかされたのを良く覚えている。

気温の農産物栽培への影響は克服されてきており、今後はより一層加速する感がある。

---

<sup>1</sup> 収穫量の順位としては2020年度でも沖縄県、宮崎県、鹿児島県で9割以上を占めている。

鹿児島県でもスマート農業が推進されており、監査の過程でも区画整備事業の現場視察時には、その整然と整備された耕作地に今後の鹿児島県農業の明るい未来を垣間見た感があったが、将来的には、北海道を旅する際に見るこの何倍も広大な大地が競争相手として登場することも忘れてはならない。さつまいもの生産量でも北海道が10位以内にランクインしているのには改めて驚く。

スマート農業で導入される農業機械の機種はその耕地面積等で決まることを監査の過程でも聞いたが、もともと耕作地の狭い地域（離島を含む。）も多く、所有者の名義変更や換地等においても推進における課題は多い。

他県と競争しながら現在の優位な地位を維持するためには、目指すべき鹿児島の農業像をより一層明確に捉え、推進の過程で顕在化した課題を克服しながら、できるだけ効率的で生産性・採算性の高い農業を常に目指していける組織が必要となる。

### 3 かごしま未来創造ビジョン ～誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島～の推進について

かごしま未来創造ビジョン第5章において ビジョン実現のための県民、企業、大学、NPO、市町村等の連携の考え方や、ビジョンの内容を踏まえて実施する具体的な施策・事業等の進め方などが示されている。

1 県民が主役、2 多様な主体との連携・協働、3 市町村との連携、4 県域を越えた広域連携、5 具体的な施策・事業等の推進、6 SDGs の推進の6項目である。

これら6項目の推進が必要なことはもちろんであるが、当年度監査の過程において常に念頭にあったのは、6 SDGs の推進を前提にした、2 多様な主体との連携・協働、3 市町村との連携、5 具体的な施策・事業等の推進である。

特に、農畜産業において実施されている事業に関する財務事務の執行監査のため、5 具体的な施策・事業等の推進の項目に記載があるように「このビジョンを踏まえて実施する施策・事業等については、各分野の事業計画等において具体化し、PDCA<sup>2</sup>サイクルによる成果の検証などにより、適切な管理等を行います。」には留意した。

以前、事業評価の必要性が盛んに議論されている頃は、PDCA サイクルという言葉もセットのようによく聞いたが、今回の監査中に私が聞いたのは農業開発総合センターに往査した時だけであったと記憶している。

当年度の監査において意見として記載しているものも数件あるが、「成果（成果指標）」を明確にすることは非常に重要である。公共事業の成果をどのような指標をもって表現するかが難しいことは随分古くから言われていることではあるが、成果指標がはっきりしない

<sup>2</sup> PDCA：PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

とその成果が正しく評価できず、次の改善へと繋がっていかない。

監査の過程でも、その成果としての記載内容や記載方法等が難しい事で苦慮されている状況も聞いたが、実績としての成果を情報として公表し、県民の評価がその事業費に見合っているかどうか判断材料のひとつとなると思う。

鹿児島県の事業計画は予算制度を採用していることもあるが、目的達成に向けて詳細に作成されている。

多額の予算を使って、多くの事業を行っていることは県民誰もが知っているところではあるが、そのありがたみを実感できる機会は少ないように思う。

実績としての成果情報を県民により身近で具体的な情報として、自信をもって提供できる体制づくりは、県にとって重要で意味のあることだと考えている。

地産地消ひいては国産国消を実現している未来の姿から、バックキャストिंगにより今を俯瞰してみる時、当然ではあるが、人手不足、耕作放棄地や生産調整（減反）下にある水田の有効利用など頭を抱えたいくなる課題も山積している。

県にもより大きな変化への誘導が求められていると思う。